

## 第12次外国投資ネガティブリスト

(2022年6月27日大統領署名、2022年7月13日発効)

### リストA：外国人による投資・所有が、憲法および特別法により禁止・規制されている分野 外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野

1. レコーディング及びインターネット事業（メッセージ/情報の創造ではなく、単にメッセージを送るインターネットアクセス提供者をいう）を除くマスメディア
2. 専門職  
ただし、法律に規定された条件に従って特別に認められた場合を除く。別紙において、相互関係がある場合にフィリピンにおいて外国人に認められている専門職及び企業の参入が認められている専門職が定められている。
3. 払込資本金額が2500万ペソ未満の小売業
4. 協同組合
5. 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
6. 小規模鉱業
7. 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
8. 闘鶏場の所有、運営、経営
9. 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
10. 生物・化学・放射線兵器および対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通（投資も禁止されている）
11. 爆竹その他花火製品の製造

### 外国資本が25%以下に制限されている分野

12. 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない）
13. 防衛関連施設の建設契約

### 外国資本が30%以下に制限されている分野

14. 広告業

### 外国資本が40%以下に制限されている分野

15. 共和国法第9184号の施行規則に従った、インフラプロジェクトの調達
16. 天然資源の探査、開発、利用（大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可）
17. 私有地の所有。ただし、フィリピン国籍を喪失した自然人で、フィリピン法に基づく契約を締結する法的能力を有する者を除く。

18. 公益事業の管理、運営。
19. 教育機関の所有、設立、運営。ただし、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。
20. 米、とうもろこし産業（操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に放棄あるいは譲渡する場合、外国資本100%参入可）
21. 国有・公営・市営企業への材料、商品供給契約
22. 深海漁船の運営
23. コンドミニアムユニットの所有
24. ラジオ通信網

**リスト B：安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から  
外国人による投資・所有が規制されている分野****外国投資が40%以下に制限されている分野**

1. フィリピン国家警察 (PNP: Philippine National Police) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
  - a. 火器（拳銃、散弾銃など）、火器の部品及び弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具もしくは道具
  - b. 火薬
  - c. ダイナマイト
  - d. 起爆剤
  - e. 爆薬製造時に使用する材料
    - i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アルミニウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銅、硝酸塩、硝酸カルシウム、赤銅鉱 iii. 硝酸 iv. ニトロセルローズ v. 塩素酸アンモニウム、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム vi. 硝酸エステル vii. グリセリン viii. 無定形リン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン
  - f. 望遠鏡、赤外線照準器など（但し、相当量が輸出向けの場合、また PNP が定める外資参入比率に準じる場合、PNP の承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる）
2. 危険薬物の製造、流通
3. サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなど、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。ただし、ウェルネス施設を除く。
4. レース場の運営など、全ての賭博行為。但し、フィリピン娛樂賭博公社と投資契約が結ばれており、且つフィリピン経済区庁の認定を受けている事業は除く。
5. 払込資本金額 20 万米ドル未満の零細・小規模国内市場向け企業
6. 零細・小規模国内市場向け企業で、(i) 科学技術省 (DOST) が定める先端技術に関連するもの、(ii) 共和国法第 11337 号（革新的新興企業法）に基づき、主管庁である貿易産業省、情報通信技術省、科学技術省から新興企業または新興企業を支援するものとして承認されたもの、または、(iii) 直接雇用者の過半数がフィリピン人であり、フィリピン人従業員数が 15 名未満のいずれでもなく、かつ、払込資本金が 10 万米ドル相当額未満であるもの。

別紙（専門職）

A. 関連する法律により相互主義の対象となる場合には、外国人に就業が認められる分野

1. 会計士
2. 航空工学
3. 農業生物工学
4. 農業
5. 建築
6. 化学工業
7. 化学
8. 土木工学
9. 犯罪学
10. 通関業者
11. 歯科
12. 電気工学
13. 電子工学
14. 電気技師
15. 環境計画
16. 漁業専門職
17. 食品技術
18. 林業
19. 測地工学
20. 地質学
21. 指導及びカウンセリング
22. インテリア・デザイン
23. 景観設計
24. 図書館司書
25. 海洋甲板および工学
26. 配管熟練工
27. 機械工学
28. 医療技術
29. 医薬
30. 金属工学
31. 助産師
32. 鉱山学

33. 造船工学
  34. 看護
  35. 栄養士
  36. 検眼
  37. 薬局
  38. 理学・作業療法士
  39. 専門教育
  40. 心理学
  41. 放射線およびエックス線技術
  42. 不動産業（不動産コンサルタント、不動産鑑定士、不動産査定人、不動産仲介人及び不動産販売員）
  43. 呼吸療法
  44. 衛生工学
  45. 社会事業
  46. 言語病理学
  47. 獣医学
  48. 法律又はフィリピンが当事者である条約において規定される他の専門職
- B. 関連する専門職法規の条件に従うことを条件として、法人形態での参入が認められる分野
1. 航空工学